

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和5年9月22日 08時15分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市佐島漁港 佐島港B防波堤灯台から真方位317°540m付近 (概位 北緯35°13.3′ 東経139°36.3′)
事故の概要	漁船第18号天照丸 <sup>てんしょう</sup> は、係留中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和5年10月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第18号天照丸、4.83トン KN3-8476（漁船登録番号）、天照丸漁業生産組合（A組合） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力357kW、回転数毎分2,325、6気筒、ボア117.9mm、使用燃料軽油、昭和46年12月27日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過等	<p>本船は、船長が佐島漁港に係留して帰宅した後、通行人によって機関室から白煙が出ているところを発見された。</p> <p>通行人から連絡を受けた近所に住んでいるA組合の組合員（以下「組合員」という。）は、本船に駆け付け、通行人と共に本船の隣に係留していた僚船と通行人の自宅から持ち込んだ持ち運び式消火器を使用して初期消火を行ったものの、白煙が収まらず、A組合の代表に本事故の発生を連絡した後に119番通報した。</p> <p>本船は、来援した消防署の消火活動により鎮火した。</p> <p>本船は、本事故後、右舷船首側に設置された直列接続の12Vのバッテリー2台から主機のセルモーターへ電力を供給する右舷側の床上に敷設された主機始動用電気配線（以下「本件配線」という。）が、激しく焼損し、本件配線の絶縁被覆が溶けて電気痕<sup>*1</sup>が認められた。</p> <p>消防署は、調査の結果、本件配線が何らかの要因で半断線して絶縁劣化を起こし、短絡によって配線が出火したと推定した。</p> <p>本船は、海岸から12海里以内で操業する小型漁船で、船舶検査の</p>

\*1 「電気痕」とは、電気配線の被覆が損傷したり、熱により焼失したりした場合、導線同士が接触して短絡を発生し、その部位に球形にできる痕のことをいう。

	<p>対象外であり、消火設備がなかった。</p> <p>船長は、本船の主機を約24年前に換装し、不具合がなかったので、本件配線の絶縁抵抗測定等の電氣的な点検を行っていなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、主機の換装後約24年間本件配線の電氣的な点検が行われていない中、佐島漁港に係留中、本件配線が半断線して絶縁劣化を生じたことから、短絡して過熱し、出火したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、主機の換装後約24年間本件配線の電氣的な点検が行われていない中、佐島漁港に係留中、本件配線が半断線して絶縁劣化を生じたため、短絡して過熱し、出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、定期的に電気配線の絶縁抵抗測定等を行って不具合があれば交換などを行うこと。</li> <li>・ 消火設備の設置が義務付けられていない漁船の船舶所有者においても、機関室の火災に備え、同室内に持ち運び式消火器等を設置することが望ましい。</li> </ul>